



医療法人 社団 桑崎会

介護老人保健施設 佐野ナーシングクワサキ

利用料金説明書

2024年8月1日版

介護老人保健施設における利用者のご負担は、所得等に応じ、介護保険の給付にかかる1割～3割の自己負担分と保険給付対象外の費用(居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等)の2種類を利用料としてお支払いいただきます。

尚、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス(入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション)毎に異なります。

利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や認知症専門棟であるかないか等各施設の体制で異なりますし、利用料も各施設での設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きく分けて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーションは、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画(ケアプラン)を作成した後でなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。又、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載が無いと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認下さい。

居宅支援サービス計画は、利用者本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所(居宅支援サービス計画を作成する専門機関)に作成依頼することもできます。

又、職員の賃金改善等を目的とした、介護職員等処遇改善加算を加算させていただきます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

A 入所の利用者負担額

1 介護保険適用自己負担額(地域区分 その他)

(介護保険適用自己負担額は、所得等に応じて1～3割負担になります。)

介護保健施設サービス費(Ⅰ)(三)(iii)〈基本型 多床室(管理栄養士1名以上配置)〉(日額)

- ・要介護1 793円(1割負担) 1,586円(2割負担) 2,379円(3割負担)
- ・要介護2 843円(1割負担) 1,686円(2割負担) 2,529円(3割負担)
- ・要介護3 908円(1割負担) 1,816円(2割負担) 2,724円(3割負担)
- ・要介護4 961円(1割負担) 1,922円(2割負担) 2,883円(3割負担)
- ・要介護5 1,012円(1割負担) 2,024円(2割負担) 3,036円(3割負担)

※上記料金に対し、下記*1～*4は全員に、*5～*16は該当者に加算します。

*1 初期加算(Ⅱ)(日額)

30円(1割負担) 60円(2割負担) 90円(3割負担)

入所日から30日加算。

*2 夜勤職員配置加算(日額)

24円(1割負担) 48円(2割負担) 72円(3割負担)

夜勤職員を基準以上配置。

*3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(日額)

22円(1割負担) 44円(2割負担) 66円(3割負担)

介護職員の内、介護福祉士を80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上配置。

*4 介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)(1円未満の端数四捨五入)

1月分の介護保険適用自己負担額合計に対し、7.5%を上乗せします。

*5 短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)(日額)

200円(1割負担) 400円(2割負担) 800円(3割負担)

過去3箇月の間に当介護老人保健施設に入所していた利用者を除き、入所日から3箇月間、1回20分以上の個別リハビリテーションを週3日程度実施し、その日数分加算。

*6 認知症ケア加算(日額)

76円(1割負担) 152円(2割負担) 228円(3割負担)

認知症専門棟入所の場合。

*7 若年性認知症入所者受入加算(日額)

120円(1割負担) 240円(2割負担) 360円(3割負担)

若年性認知症の場合。

*8 ターミナルケア加算(日額)

死亡日以前45～31日

72円(1割負担) 144円(2割負担) 216円(3割負担)

死亡日以前30～4日

160円(1割負担) 320円(2割負担) 480円(3割負担)

死亡日前々日及び前日

910円(1割負担) 1,820円(2割負担) 2,730円(3割負担)

死亡日

1,900円(1割負担) 3,800円(2割負担) 5,700円(3割負担)

医師が回復の見込みがないと診断した利用者で、ご家族等の同意の下、管理栄養士を含む多職種にて、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行いながら、ターミナルケア計画を作成し、ターミナルケアを実施した場合。

*9 療養食加算(1回)

6円(1割負担) 12円(2割負担) 18円(3割負担)

医師の指示に基づく療養食(糖尿病食、腎臓病食等)を提供した場合。

*10 外泊時加算(日額)(1月に6日まで算定可能)

362円(1割負担) 724円(2割負担) 1,086円(3割負担)

外泊した場合に、介護老人保健施設サービス費に代えて算定。外泊初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。尚、同意の下、外泊中にベッドを短期入所療養介護に活用した場合は、算定しません。

*11 外泊時在宅サービス利用の費用(日額)(1月に6日まで算定可能)

800円(1割負担) 1600円(2割負担) 2,400円(3割負担)

退所が見込まれる利用者の試行的退所時に、当施設の通所リハビリテーションを利用した場合、介護老人保健施設サービス費や外泊加算に代えて算定。外泊初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。尚、同意の下、外泊中にベッドを短期入所療養介護に活用した場合は、算定しません。

*12 入所前後訪問指導加算(I)

450円(1割負担) 900円(2割負担) 1,350円(3割負担)

入所期間が1箇月を超えると見込まれる入所予定者に対し、入所予定日前30日～入所後7日までの間に退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療の方針を決定した場合。

入所前後訪問指導加算(II)

480円(1割負担) 960円(2割負担) 1,440円(3割負担)

入所期間が1箇月を超えると見込まれる入所予定者に対し、入所予定日前30日～入所後7日までの間に退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療の方針を決定する時、生活機能の具体的な目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。

*13 試行的退所時指導加算(1回)

400円(1割負担) 800円(2割負担) 1,200円(3割負担)

退所が見込まれ、且つ入所期間が1箇月を超える利用者に対し、試行的退所時に退所後の療養上の指導を行った場合。試行的退所から3箇月間、1箇月に1回を限度として算定。

*14 退所時情報提供加算(I)(1回)

500円(1割負担) 1,000円(2割負担) 1,500円(3割負担)

利用者の同意を得て、居宅へ退所後の主治医に、利用者の診療情報、心身の状況、生活歴、認知機能等の情報提供を文書でした場合。

退所時情報提供加算(II)(1回)

250円(1割負担) 1,000円(2割負担) 1,500円(3割負担)

利用者の同意を得て、医療機関へ退所後の主治医に、利用者の診療情報、心身の状況、生活歴、認知機能等の情報提供を文書でした場合。

*15 入退所前連携加算(I)(1回)

600円(1割負担) 1,200円(2割負担) 1,800円(3割負担)

入所予定日前30日以内、又は入所後30日以内に利用者の同意を得て、退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所等と連携をし、方針を定めた場合。

入退所前連携加算(II)(1回)

400円(1割負担) 800円(2割負担) 1,200円(3割負担)

入所期間が1箇月を超える利用者の同意を得て、退所前に居宅介護支援事業所等に情報提供し、連携をした場合。

*16 訪問看護指示加算

300円(1割負担) 600円(2割負担) 900円(3割負担)

訪問看護指示書を作成し、交付した場合。

2 その他利用料(①～⑤は希望者全員から、⑥～⑨は希望した対象者から頂きます。)

① 食費(日額)(※1, 2) 1,850円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合。

(介護保険負担限度額認定証を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。)

※1 食事のキャンセル・・・食事開始2時間前から、食費が発生する場合があります。

(食事開始時間・・・朝食 8:00 / 昼食 12:00 / 夕食 17:30)

② 居住費(多床室)(日額)(※2) 700円

水道費、光熱費、維持費等

(介護保険負担限度額認定証を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。)

※2 上記①「食費」及び②「居住費」において、介護保険負担限度額認定証 第1段階から第3段階の利用者負担限度額については《別添資料1》をご覧ください。

③ 日常生活品費(日額) 300円

石鹸、シャンプー、トイレトペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合。

④ 教養娯楽費(日額) 150円

クラブやレクリエーション、行事で使用する折り紙、塗り絵の材料、風船・ボール等遊具、ビデオ、カラオケ等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合。

⑤ 洗濯代(1kg) 250円

私物の洗濯を施設に依頼される場合。

⑥ 入所者が選定する特別な療養室(一般棟2人室)料(日額) 650円

一般棟の2人室を希望される場合。尚、外泊時にも室料を頂きます。

⑦ 電気使用料金(日額) 100円

持込電化製品にて当施設の電気を使用する場合。

⑧ 理美容代(1回) 1,000円～2,000円程度

理美容をご利用の場合。丸刈り、カット、セット等で料金は異なります。

⑨ 健康管理費(1回) 1,000円～2,000円程度

インフルエンザ予防接種に係る費用で、インフルエンザ予防接種を希望された場合。

B 短期入所療養介護の利用者負担額

1 介護保険適用自己負担額(地域区分 その他)

(介護保険適用自己負担額は、所得等に応じて1～3割負担になります。)

介護老人保健短期入所療養介護費(Ⅰ)(c)(iii) <基本型 多床室> (日額)

- ・要介護1 830円(1割負担) 1,660円(2割負担) 2,490円(3割負担)
- ・要介護2 880円(1割負担) 1,760円(2割負担) 2,640円(3割負担)
- ・要介護3 944円(1割負担) 1,888円(2割負担) 2,832円(3割負担)
- ・要介護4 997円(1割負担) 1,994円(2割負担) 2,991円(3割負担)
- ・要介護5 1,052円(1割負担) 2,104円(2割負担) 3,156円(3割負担)

※上記料金に対し、下記*1～*3は全員に、*4～*9は該当者に加算します。

*1 夜勤職員配置加算(日額)

24円(1割負担) 48円(2割負担) 72円(3割負担)

夜勤職員を基準以上配置。

*2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(日額)

22円(1割負担) 44円(2割負担) 66円(3割負担)

介護職員の内、介護福祉士を80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上配置。

*3 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(1円未満の端数四捨五入)

1月分の介護保険適用自己負担額合計に対し、7.5%を上乗せします。

*4 個別リハビリテーション実施加算(日額)

240円(1割負担) 480円(2割負担) 720円(3割負担)

1回20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合。

*5 認知症ケア加算(日額)

76円(1割負担) 152円(2割負担) 228円(3割負担)

認知症専門棟入所の場合。

*6 若年性認知症利用者受入加算(日額)

120円(1割負担) 240円(2割負担) 360円(3割負担)

若年性認知症の場合。

*7 送迎加算(片道1回)

184円(1割負担) 368円(2割負担) 552円(3割負担)

入所及び退所の際、自宅まで施設車にて送迎した場合。(日曜祝日は対応不可)

*8 療養食加算(1回)

8円(1割負担) 16円(2割負担) 24円(3割負担)

医師の指示に基づく療養食(糖尿病食、腎臓病食等)を提供した場合。

*9 緊急短期入所受入加算(日額)

90円(1割負担) 180円(2割負担) 270円(3割負担)

緊急に予定外のショートステイを実施した場合、1回の利用で7日まで算定可能。但し、やむを得ない事情がある場合は14日まで算定可能。

※居宅サービスにおける、介護保険適用自己負担額の利用限度額(月額)

介護保険適用自己負担額において、下記利用限度額を超えて利用した部分の利用料及び連続利用31日目の利用料は、10倍の料金になります。

- 要介護1 16,765円(1割負担) 33,530円(2割負担) 50,295円(3割負担)
- 要介護2 19,705円(1割負担) 39,410円(2割負担) 59,115円(3割負担)
- 要介護3 27,048円(1割負担) 54,096円(2割負担) 81,144円(3割負担)
- 要介護4 30,938円(1割負担) 61,876円(2割負担) 92,814円(3割負担)
- 要介護5 36,217円(1割負担) 72,434円(2割負担) 108,651円(3割負担)

2 その他利用料(①～④は希望者全員から、⑤～⑦は希望した対象者から頂きます。)

① 食費(1食)(※1, 2) 朝食 500円 / 昼食(おやつ含) 750円 / 夕食 600円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合。

(介護保険負担限度額認定証を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。)

※1 食事のキャンセル・・・食事開始2時間前から、食費が発生する場合があります。

(食事開始時間・・・朝食 8:00 / 昼食 12:00 / 夕食 17:30)

② 居住費(多床室)(日額)(※2) 700円

水道費、光熱費、維持費等

(介護保険負担限度額認定証を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。)

※2 上記①「食費」及び②「居住費」において、介護保険負担限度額認定証 第1段階から第3段階の利用者負担限度額については《別添資料1》をご覧ください。

③ 日常生活品費(日額) 300円

石鹸、シャンプー、トイレトペーパー、おしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合。

④ 教養娯楽費(日額) 150円

クラブやレクリエーション、行事で使用する折り紙、塗り絵の材料、風船・ボール等遊具、ビデオ、カラオケ等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合。

⑤ 入所者が選定する特別な療養室(一般棟2人室)料(日額) 650円

一般棟の2人室を希望される場合。尚、外泊時にも室料を頂きます。

⑥ 電気使用料金(日額) 100円

持込電化製品にて当施設の電気を使用する場合。

⑦ 理美容代(1回) 1,000円～2,000円程度

理美容をご利用の場合。丸刈り、カット、セット等で料金は異なります。

C 介護予防短期入所療養介護の利用者負担額

1 介護保険適用自己負担額(地域区分 その他)

(介護保険適用自己負担額は、所得等に応じて1～3割負担になります。)

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)(c)(iii) <基本型 多床室> (日額)

・要支援1 613円(1割負担) 1,220円(2割負担) 1,830円(3割負担)

・要支援2 774円(1割負担) 1,536円(2割負担) 2,304円(3割負担)

※上記料金に対し、下記*1～*3は全員に、*4～*7は該当者に加算します。

*1 夜勤職員配置加算(日額)

24円(1割負担) 48円(2割負担) 72円(3割負担)

夜勤職員を基準以上配置。

*2 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(日額)

22円(1割負担) 44円(2割負担) 66円(3割負担)

介護職員の内、介護福祉士を80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上配置。

*3 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(1円未満の端数四捨五入)

1月分の介護保険適用自己負担額合計に対し、7.5%を上乗せします。

*4 個別リハビリテーション実施加算(日額)

240円(1割負担) 480円(2割負担) 720円(3割負担)

1回20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合。

*5 若年性認知症利用者受入加算(日額)

120円(1割負担) 240円(2割負担) 360円(3割負担)

若年性認知症の場合。

*6 送迎加算(片道1回)

184円(1割負担) 368円(2割負担) 552円(3割負担)

入所及び退所の際、自宅まで施設車にて送迎した場合。(日曜祝日は対応不可)

*7 療養食加算(1回)

8円(1割負担) 16円(2割負担) 24円(3割負担)

医師の指示に基づく療養食(糖尿病食、腎臓病食等)を提供した場合。

※居宅サービスにおける、介護保険適用自己負担額の利用限度額(月額)

介護保険適用自己負担額において、下記利用限度額を超えて利用した部分の利用料及び連続利用31日目の利用料は、10倍の料金になります。

要支援1 5,032円(1割負担) 10,064円(2割負担) 15,096円(3割負担)

要支援2 10,531円(1割負担) 21,062円(2割負担) 31,593円(3割負担)

2 その他利用料(①～④は希望者全員から、⑤～⑦は希望した対象者から頂きます。)

① 食費(1食)(※1, 2) 朝食 500円 / 昼食(おやつ含) 750円 / 夕食 600円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合。

(介護保険負担限度額認定証を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。)

※1 食事のキャンセル・・・食事開始2時間前から、食費が発生する場合があります。

(食事開始時間・・・朝食 8:00 / 昼食 12:00 / 夕食 17:30)

② 居住費(多床室)(日額)(※2) 700円

水道費、光熱費、維持費等

(介護保険負担限度額認定証を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。)

※2 上記①「食費」及び②「居住費」において、介護保険負担限度額認定証 第1段階から第3段階の利用者負担限度額については《別添資料1》をご覧ください。

③ 日常生活品費(日額) 300円

石鹸、シャンプー、トイレトペーパー、おしぼり等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合。

④ 教養娯楽費(日額) 150円

クラブやレクリエーション、行事で使用する折り紙、塗り絵の材料や風船・ボール等遊具、ビデオ、カラオケ等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合

⑤ 入所者が選定する特別な療養室(一般棟2人室)料(日額) 650円

一般棟の2人室を希望される場合。

⑥ 電気使用料金(日額) 100円

持込電化製品にて当施設の電気を使用する場合

⑦ 理美容代(1回) 1,000円～2,000円程度

理美容をご利用の場合。丸刈り、カット、セット等で料金は異なります。

D 通所リハビリテーションの利用者負担額

1 介護保険適用自己負担額(地域区分 その他)

(介護保険適用自己負担額は、所得等に応じて1～3割負担になります。)

通常規模型リハビリテーション費(前年度の1月あたり平均のべ人員数750人以内)(日額)

< 1時間以上～2時間未満 >

| | | | |
|-------|------------|------------|--------------|
| ・要介護1 | 369円(1割負担) | 738円(2割負担) | 1,107円(3割負担) |
| ・要介護2 | 398円(1割負担) | 796円(2割負担) | 1,194円(3割負担) |
| ・要介護3 | 429円(1割負担) | 858円(2割負担) | 1,287円(3割負担) |
| ・要介護4 | 458円(1割負担) | 916円(2割負担) | 1,374円(3割負担) |
| ・要介護5 | 491円(1割負担) | 982円(2割負担) | 1,473円(3割負担) |

< 2時間以上～3時間未満 >

| | | | |
|-------|------------|--------------|--------------|
| ・要介護1 | 383円(1割負担) | 766円(2割負担) | 1,149円(3割負担) |
| ・要介護2 | 439円(1割負担) | 878円(2割負担) | 1,317円(3割負担) |
| ・要介護3 | 498円(1割負担) | 996円(2割負担) | 1,494円(3割負担) |
| ・要介護4 | 555円(1割負担) | 1,110円(2割負担) | 1,665円(3割負担) |
| ・要介護5 | 612円(1割負担) | 1,224円(2割負担) | 1,836円(3割負担) |

< 3時間以上～4時間未満 >

| | | | |
|-------|------------|--------------|--------------|
| ・要介護1 | 486円(1割負担) | 972円(2割負担) | 1,458円(3割負担) |
| ・要介護2 | 565円(1割負担) | 1,130円(2割負担) | 1,695円(3割負担) |
| ・要介護3 | 643円(1割負担) | 1,286円(2割負担) | 1,929円(3割負担) |
| ・要介護4 | 743円(1割負担) | 1,486円(2割負担) | 2,229円(3割負担) |
| ・要介護5 | 842円(1割負担) | 1,684円(2割負担) | 2,526円(3割負担) |

< 4時間以上～5時間未満 >

| | | | |
|-------|------------|--------------|--------------|
| ・要介護1 | 553円(1割負担) | 1,106円(2割負担) | 1,659円(3割負担) |
| ・要介護2 | 642円(1割負担) | 1,284円(2割負担) | 1,926円(3割負担) |
| ・要介護3 | 730円(1割負担) | 1,460円(2割負担) | 2,190円(3割負担) |
| ・要介護4 | 844円(1割負担) | 1,688円(2割負担) | 2,532円(3割負担) |
| ・要介護5 | 957円(1割負担) | 1,914円(2割負担) | 2,871円(3割負担) |

< 5時間以上～6時間未満 >

| | | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| ・要介護1 | 622円(1割負担) | 1,244円(2割負担) | 1,866円(3割負担) |
| ・要介護2 | 738円(1割負担) | 1,476円(2割負担) | 2,214円(3割負担) |
| ・要介護3 | 852円(1割負担) | 1,704円(2割負担) | 2,556円(3割負担) |
| ・要介護4 | 987円(1割負担) | 1,974円(2割負担) | 2,961円(3割負担) |
| ・要介護5 | 1,120円(1割負担) | 2,240円(2割負担) | 3,360円(3割負担) |

< 6時間以上～7時間未満 >

| | | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| ・要介護1 | 715円(1割負担) | 1,430円(2割負担) | 2,145円(3割負担) |
| ・要介護2 | 850円(1割負担) | 1,700円(2割負担) | 2,550円(3割負担) |
| ・要介護3 | 981円(1割負担) | 1,962円(2割負担) | 2,943円(3割負担) |
| ・要介護4 | 1,137円(1割負担) | 2,274円(2割負担) | 3,411円(3割負担) |
| ・要介護5 | 1,290円(1割負担) | 2,580円(2割負担) | 3,870円(3割負担) |

< 7時間以上～8時間未満 >

| | | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| ・要介護1 | 762円(1割負担) | 1,524円(2割負担) | 2,286円(3割負担) |
| ・要介護2 | 903円(1割負担) | 1,806円(2割負担) | 2,709円(3割負担) |
| ・要介護3 | 1,046円(1割負担) | 2,092円(2割負担) | 3,138円(3割負担) |
| ・要介護4 | 1,215円(1割負担) | 2,430円(2割負担) | 3,645円(3割負担) |
| ・要介護5 | 1,379円(1割負担) | 2,758円(2割負担) | 4,137円(3割負担) |

※ご家族にて送迎を実施した場合には、下記の料金が、上記利用料から引かれます。

片道1回 47円(1割負担) 94円(2割負担) 141円(3割負担)

※上記料金に対し、下記*1～*4は全員に、*5～*9は該当者に加算します。

*1 リハビリテーションマネジメント加算(イ)(月額)

通所リハビリテーション計画の同意を得た月から6月(6回)以内

560円(1割負担) 1,120円(2割負担) 1,680円(3割負担)

通所リハビリテーション計画の同意を得た月から7月(7回)以降

240円(1割負担) 480円(2割負担) 720円(3割負担)

リハビリ職員が居宅訪問し、指導及び助言をしながら通所リハビリテーション計画を作成します。3箇月に1回以上のリハビリテーション会議により多職種間での情報共有をしながら、医師の指示の下、計画を実行及びマネジメントします。利用者又はそのご家族に対しリハビリ職員から計画書の説明をし、同意を得た月から加算されます。又、医師が利用者又はそのご家族に計画書の説明した場合、リハビリテーションマネジメント加算(イ)の料金に対し、下記料金が上乗せされます。

270円(1割負担) 540円(2割負担) 810円(3割負担)

- * 2 退院時共同指導加算(1回)
600円(1割負担) 1200円(2割負担) 1800円(3割負担)
 リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者のリハビリテーション計画を作成する際、リハビリテーション実施計画等を入手し、退院前カンファレンスに当施設の医師又は療法士が参加し、退院時共同指導を行った場合。
- * 3 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(日額)
22円(1割負担) 44円(2割負担) 66円(3割負担)
 介護職員の内、介護福祉士を70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上配置。
- * 4 介護職員等处遇改善加算(Ⅰ)(1円未満の端数四捨五入)
 1月分の介護保険適用自己負担額合計に対し、8.6%を上乗せします。
- * 5 延長加算(日額)
 - 8時間以上 9時間未満
50円(1割負担) 100円(2割負担) 150円(3割負担)
 - 9時間以上10時間未満
100円(1割負担) 200円(2割負担) 300円(3割負担)
 - 10時間以上11時間未満
150円(1割負担) 300円(2割負担) 450円(3割負担)
 - 11時間以上12時間未満
200円(1割負担) 400円(2割負担) 600円(3割負担)
 - 12時間以上13時間未満
250円(1割負担) 500円(2割負担) 750円(3割負担)
 - 13時間以上14時間未満
300円(1割負担) 600円(2割負担) 900円(3割負担)
- * 6 入浴介助加算(Ⅰ)(日額)
40円(1割負担) 80円(2割負担) 120円(3割負担)
 入浴介助に係る職員に対し、入浴介助に関する研修を実施し、入浴介助(一般浴、特別機械浴)をした場合。
 入浴介助加算(Ⅱ)(日額)
60円(1割負担) 120円(2割負担) 180円(3割負担)
 専門職が利用者の浴室に訪問し、利用者の動作及び浴室の環境を評価します。その評価を踏まえて個別の入浴計画を作成し、計画に基づき個別に入浴介助(一般浴、特別機械浴)をした場合。又、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することで、個別の入浴計画の作成に代えることができます。
 専門職=医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員、利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員、その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者。
- * 7 短期集中個別リハビリテーション実施加算(日額)
110円(1割負担) 220円(2割負担) 330円(3割負担)
 退院(所)日又は適用開始日から3箇月以内で、1回40分以上の個別リハビリテーションを週におおむね2回以上実施した場合。
- * 8 若年性認知症利用者受入加算(日額)
60円(1割負担) 120円(2割負担) 180円(3割負担)
 若年性認知症の場合。
- * 9 重度療養管理加算(日額)(要介護3、要介護4又は要介護5の方)
100円(1割負担) 200円(2割負担) 300円(3割負担)
 身体障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの方、人工呼吸器使用の方、胃瘻の方、褥瘡治療を実施している方等。

※居宅サービスにおける、介護保険適用自己負担額の利用限度額(月額)

介護保険適用自己負担額において、下記利用限度額を超えて利用した部分の利用料は、10倍の料金になります。

| | | | |
|------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 要介護1 | <u>16,765円(1割負担)</u> | <u>33,530円(2割負担)</u> | <u>50,295円(3割負担)</u> |
| 要介護2 | <u>19,705円(1割負担)</u> | <u>39,410円(2割負担)</u> | <u>59,115円(3割負担)</u> |
| 要介護3 | <u>27,048円(1割負担)</u> | <u>54,096円(2割負担)</u> | <u>81,144円(3割負担)</u> |
| 要介護4 | <u>30,938円(1割負担)</u> | <u>61,876円(2割負担)</u> | <u>92,814円(3割負担)</u> |
| 要介護5 | <u>36,217円(1割負担)</u> | <u>72,434円(2割負担)</u> | <u>108,651円(3割負担)</u> |

2 その他利用料(希望者全員から頂きます。)

① 食費(1食) 朝食 500円 / 昼食(おやつ含) 750円 / 夕食 600円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合。

※食事のキャンセル・・・食事開始2時間前から、食費が発生する場合があります。

(食事開始時間・・・朝食 8:00 / 昼食 12:00 / 夕食 17:30)

② 日常生活品費(日額) 90円

石鹸、シャンプー、トイレットペーパー、おしぼり等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合。

③ 教養娯楽費(日額) 50円

クラブやレクリエーション、行事で使用する折り紙、塗り絵の材料や風船・ボール等遊具、ビデオ、カラオケ等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合。

④ 理美容代(1回) 1,000円～2,000円程度

理美容をご利用の場合。丸刈り、カット、セット等で料金は異なります。

⑤ オムツ代(1枚)

オムツの利用が必要な場合にて、施設で用意するものをご利用いただく場合。料金は下記の通りになります。

| | | | |
|----------|---------------|------------------|-----------------|
| ・オムツ | M <u>121円</u> | 小さめL <u>137円</u> | L <u>137円</u> |
| ・リハビリパンツ | M <u>116円</u> | L <u>129円</u> | 3 L <u>176円</u> |
| ・パッド | S <u>39円</u> | M <u>42円</u> | L <u>81円</u> |
| ・シート | <u>48円</u> | | |

E 介護予防通所リハビリテーションの利用者負担額

1 介護保険適用自己負担額(地域区分 その他)

(介護保険適用自己負担額は、所得等に応じて1～3割負担になります。)

介護予防通所リハビリテーション費(月額)

利用開始した月から12月(12回)以内

・要支援1 2,268円(1割負担) 4,536円(2割負担) 6,804円(3割負担)

・要支援2 4,228円(1割負担) 8,456円(2割負担) 12,684円(3割負担)

利用開始した月から13月(13回)以降

・要支援1 2,148円(1割負担) 4,296円(2割負担) 6,444円(3割負担)

・要支援2 3,988円(1割負担) 7,976円(2割負担) 11,964円(3割負担)

※上記料金に対し、下記*1～*2は全員に、*3は該当者に加算します。

*1 サービス提供体制強化加算(I)(月額)

(要支援1) 88円(1割負担) 176円(2割負担) 264円(3割負担)

(要支援2) 176円(1割負担) 352円(2割負担) 528円(3割負担)

介護職員の内、介護福祉士を70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上配置。

*2 介護職員等处遇改善加算(I)(1円未満の端数四捨五入)

1月分の介護保険適用自己負担額合計に対し、8.6%を上乗せします。

*3 若年性認知症利用者受入加算(月額)

240円(1割負担) 480円(2割負担) 720円(3割負担)

若年性認知症の場合。

※居宅サービスにおける、介護保険適用自己負担額の利用限度額(月額)

介護保険適用自己負担額において、下記利用限度額を超えて利用した部分の利用料は、10倍の料金になります。

要支援1 5,032円(1割負担) 10,064円(2割負担) 15,096円(3割負担)

要支援2 10,531円(1割負担) 21,062円(2割負担) 31,593円(3割負担)

2 その他利用料(希望者全員から頂きます。)

① 食費(1食) 朝食 500円 / 昼食(おやつ含) 750円 / 夕食 600円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合。

※食事のキャンセル・・・食事開始2時間前から、食費が発生する場合があります。

(食事開始時間・・・朝食 8:00 / 昼食 12:00 / 夕食 17:30)

② 日用生活品費(月額) 90円

石鹸、シャンプー、トイレトペーパー、おしぼり等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合。

③ 教養娯楽費(月額) 50円

クラブやレクリエーション、行事で使用する折り紙、塗り絵の材料や風船・ボール等遊具、ビデオ、カラオケ等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合。

④ 理美容代(1回) 1,000円～2,000円程度

理美容をご利用の場合。丸刈り、カット、セット等で料金は異なります。

⑤ オムツ代(1枚)

オムツの利用が必要な場合にて、施設で用意するものをご利用いただく場合。料金は下記の通りになります。

| | | | |
|----------|---------------|------------------|----------------|
| ・オムツ | M <u>121円</u> | 小さめL <u>137円</u> | L <u>137円</u> |
| ・リハビリパンツ | M <u>116円</u> | L <u>129円</u> | 3L <u>176円</u> |
| ・パッド | S <u>39円</u> | M <u>42円</u> | L <u>81円</u> |
| ・シート | <u>48円</u> | | |

《別添資料1》

「介護保険負担限度額認定証」に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担額は、所得等の状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。(当施設のサービスでは、介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の利用者が該当)
- 利用者が「利用者負担限度額」のどの段階に該当するかは市区町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人(あるいは代理人の方)が、ご本人の住所地の市区町村に申請し、市区町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担限度額の段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。(「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。)
- 利用者負担限度額 第1～第3段階に該当する利用者とは、世帯全員(世帯が異なる配偶者や内縁関係の者も含む)が市区町村民税非課税であり、預貯金等の資産が一定額以下の方です。又、利用者負担限度額 第4段階の利用者であっても、高齢者二人暮らし世帯等で、お一人が施設に入所しその利用料を負担するとご自宅で暮らす方の生活が困難になると市区町村が認めた場合は、利用者負担限度額が適用されます。
尚、利用者負担限度額の第1～第3段階は次のように分かれます。
【利用者負担限度額 第1段階】
生活保護受給者、老齢福祉年金受給者等
【利用者負担限度額 第2段階】
公的年金等収入金額とその他の合計所得金額を合わせて80万円以下の方等
【利用者負担限度額 第3段階①】
公的年金等収入金額とその他の合計所得金額を合わせて80万円超120万円以下の方等
【利用者負担限度額 第3段階②】
公的年金等収入金額とその他の合計所得金額を合わせて120万円超の方等

※利用者負担限度額一覧表(日額利用料)

| | 介護老人保健施設 | | (介護予防)短期入所療養介護 | |
|----------------|----------|----------|----------------|----------|
| | 食費 | 居住費(多床室) | 食費 | 居住費(多床室) |
| 利用者負担限度額 第1段階 | 0円(300円) | 0円 | 0円(300円) | 0円 |
| 利用者負担限度額 第2段階 | 390円 | 430円 | 600円 | 430円 |
| 利用者負担限度額 第3段階① | 650円 | | 1,000円 | |
| 利用者負担限度額 第3段階② | 1,360円 | | 1,300円 | |
| 利用者負担限度額 第4段階 | 1,850円 | 700円 | 1,850円 | 700円 |

- その他詳細については、市区町村窓口でおたずね下さい。